

[PFI事業契約書の変更に伴う新旧対照表]

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
内容変更	第8条	県および合築事業者は、事業者との間で別紙7として添付する「土地使用貸借契約書」に基づいて使用貸借契約を締結して、締結日以降、本事業が継続する期間、事業者に対し、本件土地を無償貸付するものとする。	第8条	県は、事業者との間で別紙7として添付する「土地持分についての使用貸借契約書」に基づいて使用貸借契約を締結して、締結日以降、本事業が継続する期間、事業者に対し、本件土地持分を無償貸付するものとする。
内容変更	第9条	前条に規定する事業者の土地使用権は、本事業の実施のための本件建物の建設ならびに本件施設および民間事業施設を所有することを目的とし、事業者は同目的の範囲内において本件土地を使用しなければならない。	第9条	前条に規定する事業者の土地使用権は、本事業の実施のための本件建物の建設ならびに本件施設および民間事業施設を所有することを目的とし、事業者は同目的の範囲内において本件土地持分を使用しなければならない。
内容変更	第10条 第1項	本件土地の使用貸借の期間は、平成46年3月31日までとする。 ただし、当該期間の終了の日までに本契約が終了した場合には、その時点で使用貸借も終了するものとする。	第10条 第1項	本件土地持分の使用貸借の期間は、平成46年3月31日までとする。 ただし、当該期間の終了の日までに本契約が終了した場合には、その時点で使用貸借も終了するものとする。
内容変更	第10条 第2項	県および事業者は、本事業が継続されている間は、本件土地の使用貸借を互いに解約し得ないものとする。	第10条 第2項	県は、本事業が継続されている間は、本件土地持分の使用貸借を互いに解約し得ないものとする。
内容変更	第11条 第1項	事業者は、本件土地の使用貸借契約が終了した場合には、事業者の費用で本件土地を第31条に基づく本件施設および本件設備等の引渡の日の原状に回復し、県および合築事業者に返還しなければならない。ただし、県および合築事業者が原状に復することが必要でないことを認められた場合にはこの限りでない。	第11条 第1項	事業者は、本件土地持分についての使用貸借契約が終了した場合には、別段の定めがある場合を除いて事業者の費用で本件土地を第31条に基づく本件施設および本件設備等の引渡の日の原状に回復し、県に返還しなければならない。ただし、県が原状に復することが必要でないことを認められた場合にはこの限りでない。
内容変更	第11条 第2項	本件建物が滅失し、もしくは著しく毀損し修復に多額の費用を要する状態となったことにより本契約が目的不能により終了した場合には、事業者は、本件建物を完全に取り壊し、残骸を撤去して更地状態にした上、県および合築事業者に返還しなければならない。	第11条 第2項	本件建物が滅失し、もしくは著しく毀損し修復に多額の費用を要する状態となったことにより本契約が目的不能により終了した場合には、事業者は、本件建物を完全に取り壊し、残骸を撤去して更地状態にした上、県に返還しなければならない。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
条文追加	-	-	第11条 第3項	前項の本件建物の取り壊しあるいは残骸の撤去等に要する費用は、本件建物の滅失・毀損の原因に応じて次の各号のとおり負担する。 (1) 事業者の責に帰すべき事由に基づく場合には事業者が負担する。 (2) 県の責に帰すべき事由に基づく場合には県が負担する。 (3) 合築事業者に帰すべき事由に基づく場合には合築事業者が負担する。 (4) 不可抗力事由に基づく場合には県と事業者がそれぞれ2分の1ずつ負担する。 (5) 前各号の要素が競合している場合には帰責割合に応じて按分にて負担する。
内容変更	第27条 第1項	県または合築事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、当該責めに帰すべき当事者は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。	第27条 第1項	県の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、県は、当該遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用および工期の変更に伴って、事業者が被った不利益に相当する金額を事業者に対して支払うものとする。
内容変更	第27条 第2項	事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、事業者は、当該遅延に伴い県あるいは合築事業者が負担した合理的な増加費用および工期の変更に伴って、県あるいは合築事業者が被った不利益に相当する金額をその負担した当事者に対して支払うものとする。	第27条 第2項	事業者の責めに帰すべき事由により工期を変更した場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、事業者は、当該遅延に伴い県が負担した合理的な増加費用および工期の変更に伴って、県が被った不利益に相当する金額をその負担した当事者に対して支払うものとする。
内容変更	第27条 第3項	不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合に、当該遅延に伴い事業者、県あるいは合築事業者が負担した増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については、各自が負担するものとする。	第27条 第3項	不可抗力事由により工期が変更された場合で、かつ、本件建物の県および合築事業者への引渡しが平成16年3月1日より遅れた場合は、当該遅延に伴い事業者あるいは県が負担した合理的な増加費用ないしは被った不利益に相当する金額については、県と事業者でそれぞれ2分の1ずつ負担するものとする。
内容変更	第38条 第1項	県および合築事業者は、事業期間中、本件土地、共用部分および共用施設の維持管理業務について、事業者に事前に通知した上でその説明を求めることができるものとし、また本件土地、共用部分あるいは共用施設において維持管理状況を自ら立会いの上、確認することができるものとする。	第38条 第1項	県および合築事業者は、事業期間中、本件土地、共用部分および共用施設の維持管理業務について、事業者に事前に通知した上でその説明を求めることができるものとし、また本件土地、共用部分あるいは共用施設において維持管理状況を自ら立会いの上、確認することができるものとする。ただし、県および合築事業者は、事業者による維持管理業務に支障を来さないように配慮する。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
条文追加	-	-	第57条 第2項	事業者は、県が前項の事業者に対する承諾を拒否した場合には、その理由を明らかにするよう求めるとともに、協議を求めることができる。
条文削除	第69条 第1項 (4)	事業者の組織、代表者、役員、株主もしくは社員等の変更または合併等により事業者の法人としての実体に変更を来したと県において認めるとき。	-	(条文を削除)
番号変更	第69条 第1項 (5)	(条文の変更なし)	第69条 第1項 (5)	(条文の変更なし)
番号変更	第69条 第1項 (6)	(条文の変更なし)	第69条 第1項 (6)	(条文の変更なし)
番号変更	第69条 第1項 (7)	(条文の変更なし)	第69条 第1項 (7)	(条文の変更なし)
内容変更	第75条 第1項	本契約が第69条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転に対する補償金として、別紙16として添付する「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額に対し、対応する「第69条による解除の場合の返還割合」欄記載の割合を乗じて算出される金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第75条 第1項	本契約が第31条による県への引渡後に第69条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転に対する補償金として、別紙16として添付する「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額に対し、対応する「第69条による解除の場合の返還割合」欄記載の割合を乗じて算出される金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。
内容変更	第75条 第2項	本契約が第70条、第71条、または第72条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、それぞれ別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額に相当する金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第75条 第2項	本契約が第31条による県への引渡後に第70条、第71条、または第72条の規定により全部解除された場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、それぞれ別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額に相当する金員ならびに解除の効力発生時における第51条第3項(2)号および(3)号の金員の20%に相当する金員に、残存契約期間の年数に相当する法定利率(5%)による複利年金現価表(ライブニッツ式)の数値を乗じた金員を、事業者が適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条文	条項番号	条文
内容変更	第75条 第3項	本契約が第74条の規定により全部解除された場合のうち、本件施設等が滅失したとき、もしくは著しく毀損し修復に多額の費用を要するとき、またはその他本件施設等が事業者から県へ譲渡された後においてその後の使用が事実上長期にわたり継続的に不可能と認められるときは、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額から事業者が受領することになる保険金に相当する額を控除した額の2分の1の額の金員を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第75条 第3項	本契約が第31条による県への引渡後に第74条の規定により全部解除された場合のうち、本件施設等が滅失したとき、もしくは著しく毀損し修復に多額の費用を要するとき、またはその他本件施設等が事業者から県へ譲渡された後においてその後の使用が事実上長期にわたり継続的に不可能と認められるときは、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額から事業者が受領することになる88条に指定する保険金に相当する額を控除した額の2分の1の額の金員を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。
条文変更	第75条 第4項	本契約が第73条の規定により全部解除された場合、または第74条の規定により全部解除された場合のうち前項に該当しない場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額から事業者が受領することになる保険金に相当する額を控除した金員を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。	第75条 第4項	本契約が第31条による県への引渡後に第73条の規定により全部解除された場合、または第74条の規定により全部解除された場合のうち前項に該当しない場合は、県は事業者に対し、事業者の請求に基づき、本契約終了に伴う本件施設等の所有権の移転についての補償金として、別紙16「補償金算定表」記載の当該解除がなされた「契約解除時期」欄に対応する「所有権移転についての補償金額」欄記載の金額から事業者が受領することになる保険金に相当する額を控除した金員を、事業者が受領することになる保険金についての保険金計算書を添付して適法に請求した場合において、当該請求書を県が受理した日から30日以内に事業者に支払う。
条文追加	-	-	第75条 第5項	本契約が第31条による県への引渡前に全部解除された場合のうち、第69条の規定により解除された場合には事業者が、第70条ないし第72条により解除された場合には県が、第51条3項(1)号の金員の10%に相当する金員を賠償ないし補償として相手方に支払うものとし、解除時における本件施設等の設計中ないし建設中の出来高から控除ないし付加して精算処理するものとし、第73条により解除された場合には、補償内容は県と事業者との間の協議によって定め、第74条により解除された場合、建設中の建物その他残存物に価値があればその価値相当分を県が事業者に補償として支払うことにより処理する。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
内容変更	第78条	前条第2項の変更に伴い追加費用が生ずる場合の、県および事業者の負担割合は、各2分の1ずつとする。	第78条	前条第2項の変更に伴って生じる合理的な追加費用の、県および事業者の負担については、法令変更の場合は県の負担とし、不可抗力の場合は県と事業者が、各2分の1ずつ負担するものとする。
条文追加	-	-	第80条 第2項	現行の公租公課制度が、変更された場合には、その負担につき、県と事業者が協議するものとする。
条文追加	-	-	第81条 第2項	事業者は、その定款において、事業者の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する旨を定めなければならない。
条文追加	-	-	第81条 第3項	事業者は、取締役会において株式の譲渡を承認する場合には、事前に県の書面による承諾を得なければならない。
内容変更	第86条 第1項	事業者は、出資者による別紙19に記載する内容の保証書を取得し、その原本を本契約締結時までに県に対して提出しなければならない。	第86条 第1項	事業者は、出資者全員による別紙19の1に記載する内容の保証書を取得し、その原本を本契約締結時までに県に対して提出しなければならない。
条文追加	-	-	第86条 第2項	事業者が、事業者の費用負担のもとに、損害保険会社との間で、県の承諾する、県と事業者を被保険者とする第51条第3項(1)号の金員の10%以上に相当する額の保険金の支払を受けることができる別紙19の2記載の内容の履行保証保険契約を締結する場合には、株式会社以外の出資者は別紙19の3に記載する内容の確約書の提出をもって、別紙19の1に記載する保証書の提出に代えることができるこの場合、事業者は、本件建物の完成までに上記内容の損害保険契約を締結し、県に対し当該保険証券を呈示したうえ、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。
条文追加	-	-	第86条 第3項	事業者は、前項の履行保証保険契約を、第31条に規定する本件施設および設備等の引渡までの間、維持しなければならない。
条文追加	-	-	第86条 第4項	保険金の請求は、一次的には事業者が行うものとし、県は保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
条文追加	-	-	第86条 第5項	県は、その選択に従って、履行保証保険の保険金請求と株式会社に対する履行保証請求の一方または両方を行うことができる。ただし、株式会社が履行保証請求に応じて履行を完了した場合において、県が既に受領した保険金がある場合には、県はこれを株式会社に対し支払うものとする。
条文追加	-	-	第90条	県または事業者が、本契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を、所定の期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、当該未払金に対し、年利8.25%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を相手方に対して支払うものとする。
番号変更	第90条 各項	(条文の変更なし)	第91条 各項	(条文の変更なし)
番号変更	第91条	(条文の変更なし)	第92条	(条文の変更なし)
番号変更	第92条	(条文の変更なし)	第93条	(条文の変更なし)
番号変更	第93条	(条文の変更なし)	第94条	(条文の変更なし)
番号変更 および 内容変更	第94条	本契約につき議会の議決を受ける前段階において、第69条(県による契約解除)、第81条(契約上の地位の譲渡)、第84条(秘密保持)、第85条(著作権等)、第91条(準拠法)、第92条(管轄裁判所)、および第93条(定めのない事項)の各規定を準用する。	第95条	本契約につき議会の議決を受ける前段階において、第69条(県による契約解除)、第81条(契約上の地位の譲渡)、第84条(秘密保持)、第85条(著作権等)、第92条(準拠法)、第93条(管轄裁判所)、および第94条(定めのない事項)の各規定を準用する。
内容変更	別紙7	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙7	(PFI事業契約書にてご確認下さい)
内容変更	別紙16 表	第68条による解除の場合の返還割合(返還割合の数値についても変更をしております、PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙16 表	第69条による解除の場合の返還割合(返還割合の数値についても変更をしております、PFI事業契約書にてご確認下さい)
内容変更	別紙16 表	契約解除時期の期末における元利均等返済計算上(但し元金3分割による各10年間半年割賦)の元本残金	別紙16 表	本事業終了後、県が譲渡を受ける本件施設および本件設備等の対価の契約解除時期における元利均等計算上(但し元金3分割による各10年間半年割賦)の元本残金および同金額に本契約締結時における民間事業施設の対価の、本件施設および本件設備等の対価に対する割合を乗じて算出される金額の合計額

変更内容	(旧)		(新)	
	条項番号	条 文	条項番号	条 文
番号変更 および 内容変更	別紙19	(PFI事業契約書にてご確認下さい)	別紙19の1	(PFI事業契約書にてご確認下さい)
別紙追加	-	-	別紙19の2	(PFI事業契約書にてご確認下さい)
別紙追加	-	-	別紙19の3	(PFI事業契約書にてご確認下さい)